

介護保険料 普通徴収の

納付はお早めに 7月から納付が始まります

六十五歳以上の方の保険料の額が確定しましたので、普通徴収の納入通知書を発行します。中旬の発送予定ですが、一回目の納期が七月三十一日ですので、納め忘れにご注意ください。

納期は年に八回

納入通知書で直接納める普通徴収の保険料の納期は年八回となっています（表3）。

保険料の月額は一万円を基準にそれぞれ決められますが、年額を八回に分けて納めていただくため、各納期ごとに納めていただく額は、月額と一致しないことがあります。

表3 普通徴収の介護保険料の納期限

第1期	7月31日
第2期	9月1日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月1日
第6期	12月26日
第7期	2月2日
第8期	3月1日

納め忘れに注意

保険料は納期限から二十日を過ぎると督促手数料（六十円）が発生しますのでご注意ください。

督促状は、納期から十五日を過ぎた頃に発行していますので、納め忘れの無いよう早めの納入をお願いします。

口座振替が便利

普通徴収の保険料の納付方法には、窓口で直接納める方法と、口座振替の方法があります。

口座振替は、それぞれの納期限日に、登録いただいた口座から自動で引き落とす制度です。

一度登録いただくと、毎回手続きするわずらわしさや、うっかり納め忘れるなどということもなく、非常に便利な制度です。

手続きは、納入通知書と預（貯）金通帳、印鑑をお持ちになって、次の金融機関等（本店・各支店）の窓口でお申し込みください。

利用申込書は、金融機関等の窓口へ備え付けてありますので、お気軽にお申し込みください。

～口座振替のできる金融機関等～

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
みちのく銀行
盛岡信用金庫
岩手労働金庫
いわてくじ農協
岩手県信漁連
郵便局

知

っておこう

保険料のこと

保険料を納めないでいると

給付制限が適用されることがあります

保険給付の 一次差し止めも

一年以上滞納すると、介護サービスにかかった費用をいったん全額支払うことになり、介護保険で給付されるサービスにかかった費用の九割分は、広域連合に申請することにより、利用者に支払われます。

一年六か月以上滞納すると、介護保険で給付されるサービスにかかった費用の九割分が、広域連合に申請しても支給されなくなります。これを保険給付の一時差し止めといいます。

一年以上滞納が続くと、介護サービスを利用するときの利用料（自己負担分）が、通常の一分から三割に引き上げられます。この期間を減額期間といい、未納期間が長いほど減額期間も長くなります。

そのほかに、利用料が一定の額を超えると、超えた分の額をお返しの、高額介護サービス費の支給の制度が受けられなくなります。

滞納額が大きくなると、まとめて納めるときに負担感も大きくなります。できるだけ早めに納めましょう。

例) 1年以上滞納した場合の流れ

